

年管管発0510第4号
平成25年5月10日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の公布について

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成25年政令第136号）が本日付けで公布され、この政令により、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第61号）のうち下記の改正事項が平成26年4月1日から施行することとされたところである。

これらの改正事項について別添の参考資料を送付するので、貴管内各市町村に対する施行期日の周知及び参考資料の送付方よろしく取り計らわれない。

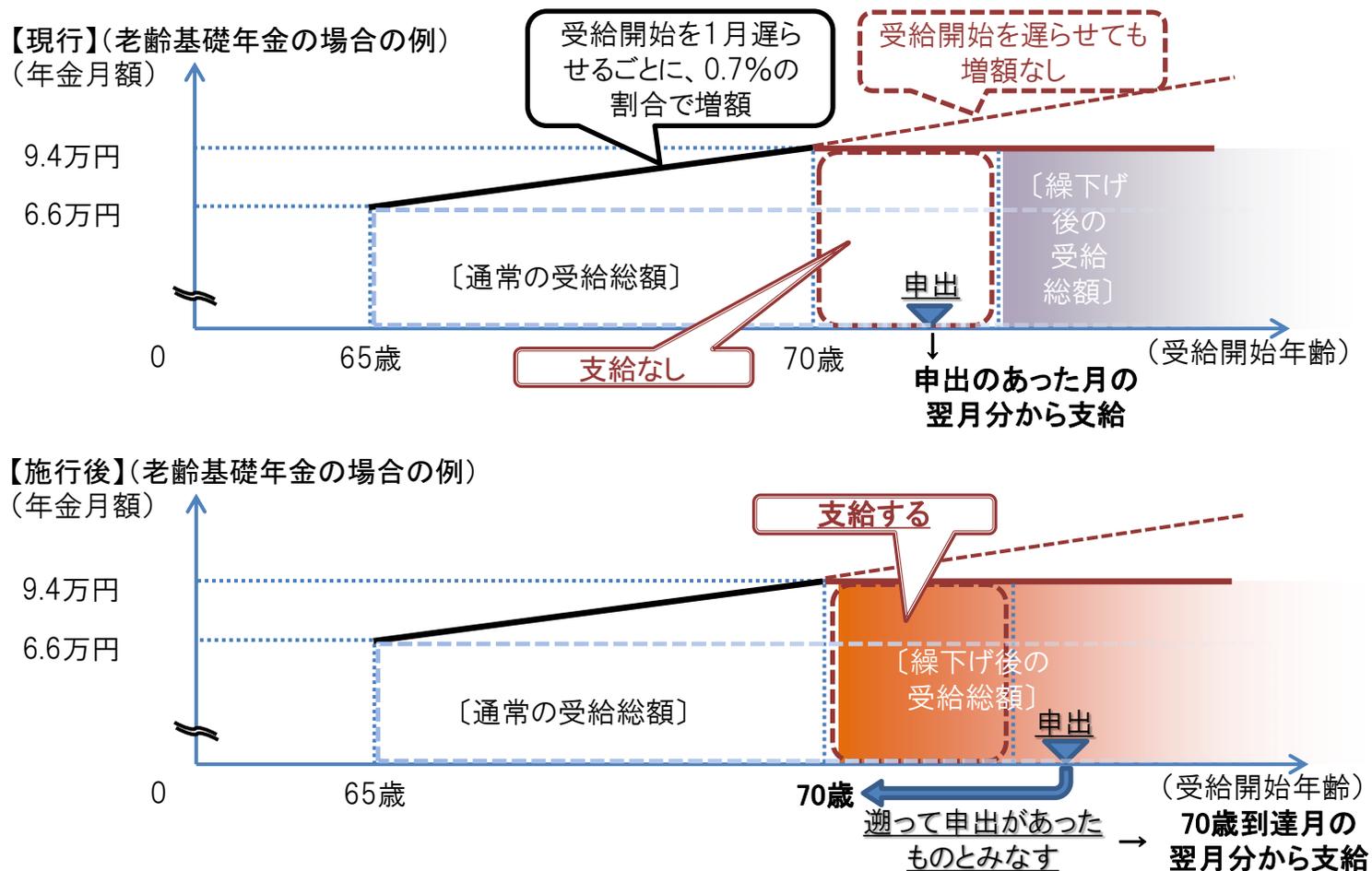
記

1. 老齢年金の繰下げ支給に係る支給開始時期の見直し
2. 国民年金任意加入者の国民年金保険料未納期間の合算対象期間への算入
3. 障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和
4. 特別支給の老齢厚生年金に係る障害特例の支給開始時期の見直し
5. 未支給年金の請求権者の範囲拡大
6. 国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善
7. 国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し
8. 産休期間中の保険料免除及び従前標準報酬月額の特例
9. 付加保険料の納付期間の延長
10. 所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設

老齢年金の繰下げ支給に係る支給開始時期の見直し

<改正内容>

- 70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



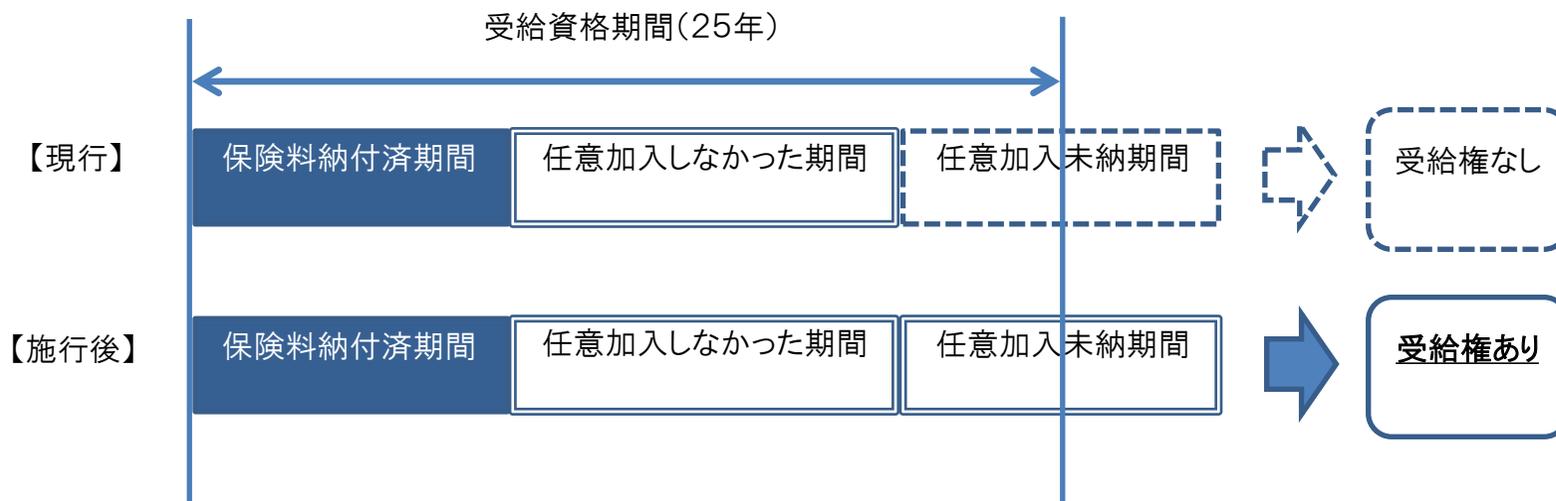
国民年金任意加入者の国民年金保険料未納期間の合算対象期間への算入

<改正内容>

- ・ 国民年金の任意加入被保険者(基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など)が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、法改正の施行後以降、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

<対象となる任意加入未納期間>

- ・ 基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・ 20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・ 基礎年金制度導入後の海外在住者で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- これらの期間について、任意加入をしなかった期間と同様に、合算対象期間とする。



障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

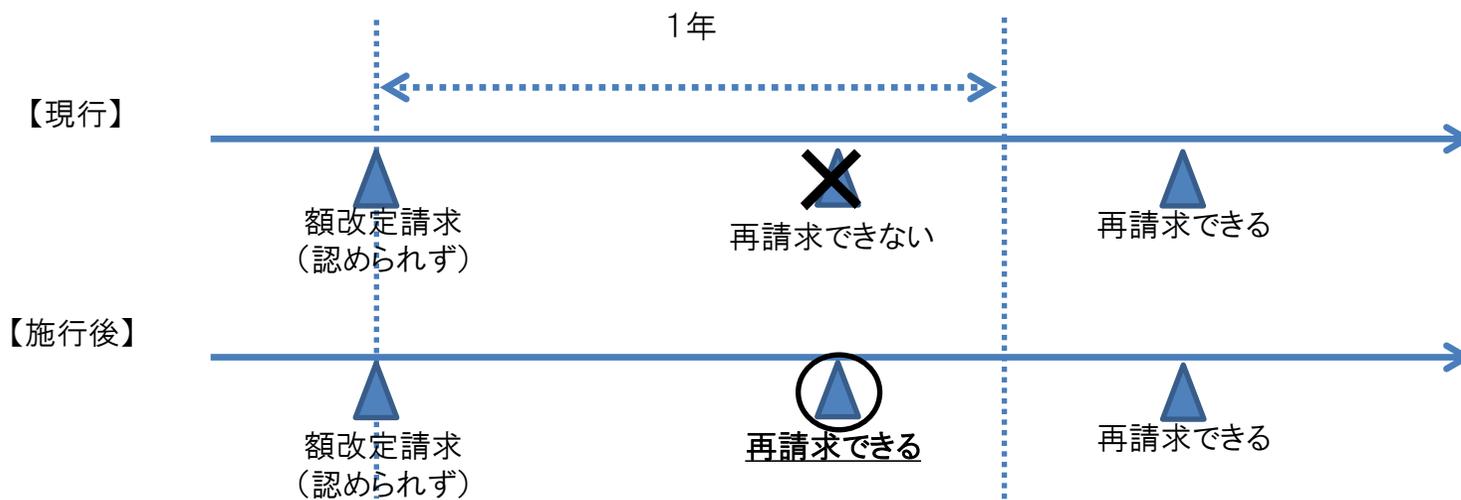
<改正内容>

- ・ 障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待機期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待機期間を要しないこととする。

<額改定請求について>

- ・ 障害年金の額改定請求には、事務負担等を考慮し、1年間の待機期間が設けられている。

→今後、明らかに外見的に障害の程度が増進したことが確認できる場合などには、額改定の請求を認めることとする。なお、具体的な事例は省令等で定めることとする。



特別支給の老齢厚生年金に係る障害特例の支給開始時期の見直し

<改正内容>

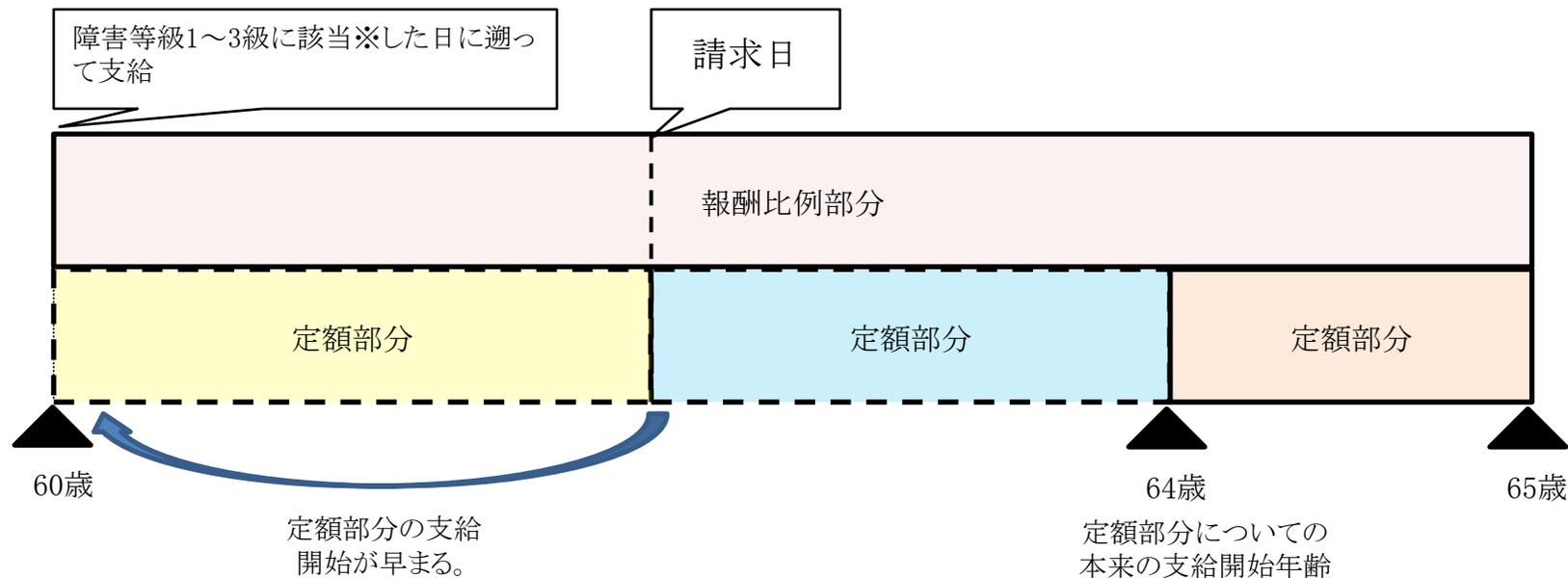
- ・特別支給の老齢厚生年金(特老厚)の支給開始年齢に達しており、障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特老厚の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時(特老厚の支給開始年齢以前から障害状態にある場合は、支給開始年齢到達時)に遡って障害特例による支給を行うこととする。

<特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の見直し>

- ・現在、請求時以降の支給となっているが、これについて、障害状態にあると判断されるときに遡って支給することとする。

(障害特例のイメージ図)

【施行後】



※傷病の固定しているとき又は初診日から1年6ヶ月以上経過した日に障害状態にあるとき

未支給年金の請求権者の範囲拡大

<改正内容>

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹



【施行後】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・甥、姪
- ・子の配偶者
- ・叔父、叔母
- ・曾孫、曾祖父母
- ・上記の者の配偶者 等

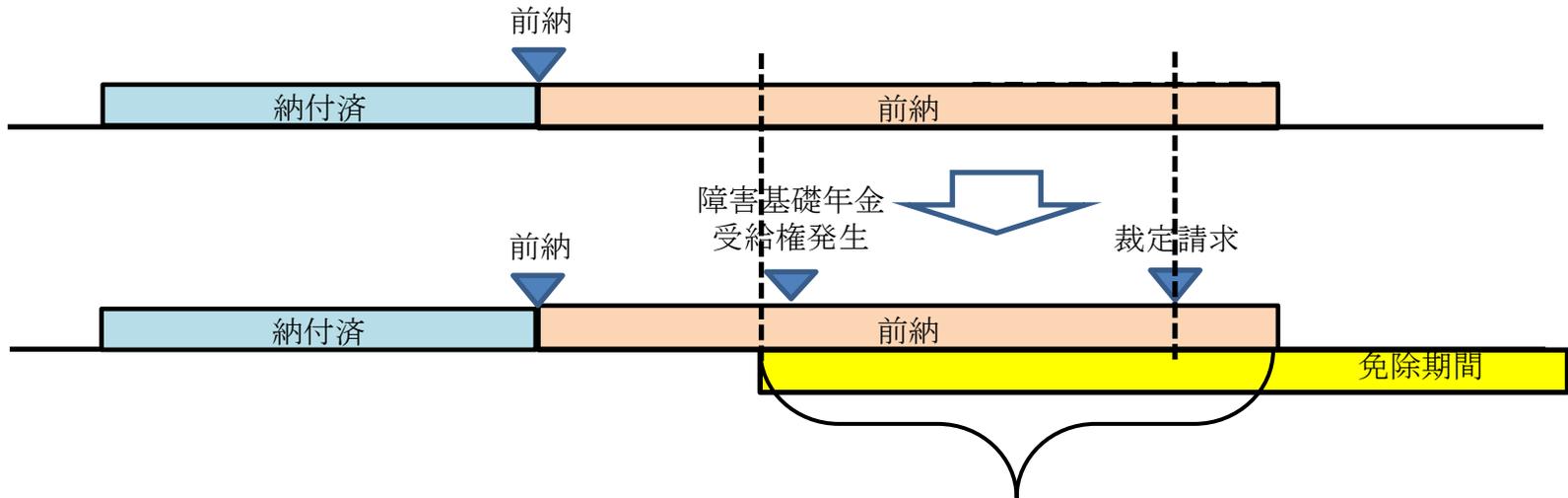
国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善

<改正内容>

- ①国民年金保険料を前納した後に法定免除に該当、又は申請免除が承認された場合に、既に納付された前納保険料のうち法定免除該当日（申請免除の場合は申請日）の属する月分以後の保険料について、還付を可能とする。
- ②遡及して法定免除に該当（障害基礎年金の受給権者となったとき等）した場合に、法定免除該当日後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③法定免除に該当した後に、将来の年金権確保のために、保険料の納付を希望する者については、保険料を納付（前納を含む）することを可能とする。

<前納保険料の還付可能化（改正内容①）>

【現行】

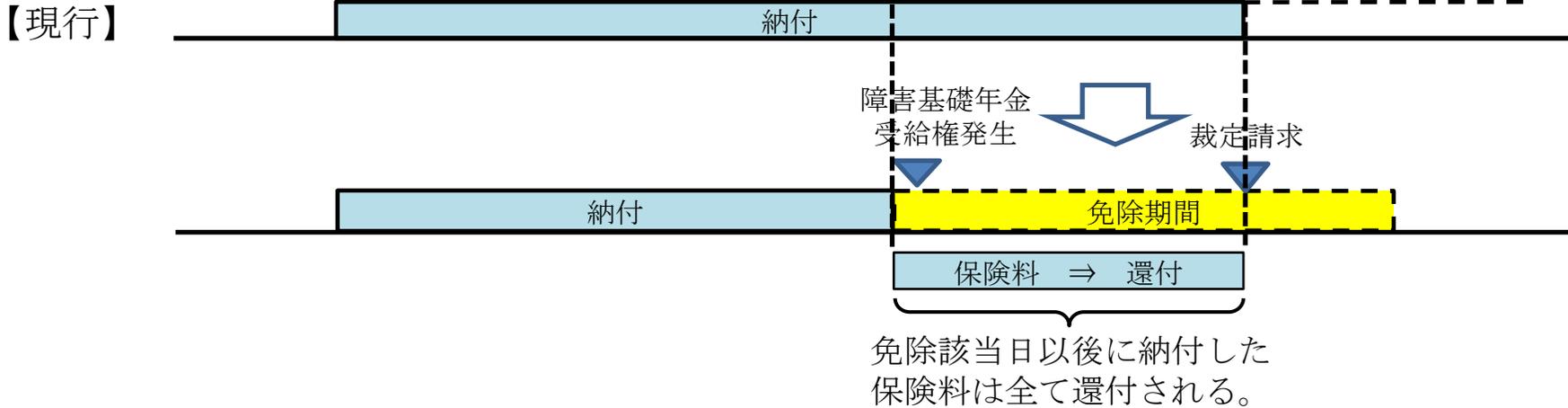


法定免除該当日前に前納されたものは、
法定免除該当日以後に係る分も還付されない。

【施行後】

○法定免除該当日（申請免除の場合は申請日）の属する月分以後の保険料について、還付を可能とする。

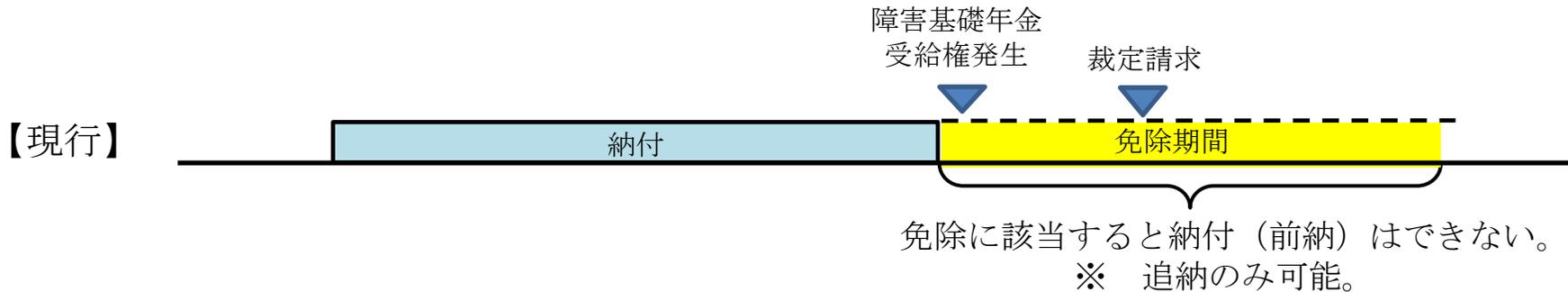
<法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化（改正内容②）>



【施行後】 ○納付済の保険料を還付せずに保険料納付済期間のままとすることを可能とする。

※将来、障害が軽快した場合には、障害基礎年金が支給停止となり、老齢基礎年金を受給することになるので、保険料を納めたままにしてほしいと希望する者がいる。現行においても、免除期間について、保険料を追納することが可能であるが、上乗せ年金（付加年金や国民年金基金等）に加入できないことや、前納割引ができないといった問題点があった。

<法定免除該当の場合の保険料納付（前納を含む）の可能化（改正内容③）>



【施行後】 ○法定免除該当期間について、申出により保険料の納付（前納を含む）を行うことを可能とする。

国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し

(具体的な改正内容)

- ・申請免除等の遡及期間について、現行では、申請時点の直近の7月まで遡ることができるが、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

○ 現行制度における申請免除

申請日の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行っている。

【現行】

				申請月 ▼ (例)
24年 11月		26年 7月		26年 12月
○保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であっても、免除にならず、資力のない者は未納になっていた期間		← 免除承認期間		

☆見直し後は、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行うもの。

【施行後】

				申請月 ▼ (例)
24年 11月		26年 7月		26年 12月
← 免除承認期間				

- 学生納付特例制度、若年者納付猶予制度も同様に過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにする。

産休期間中の保険料免除及び従前標準報酬月額の特例

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

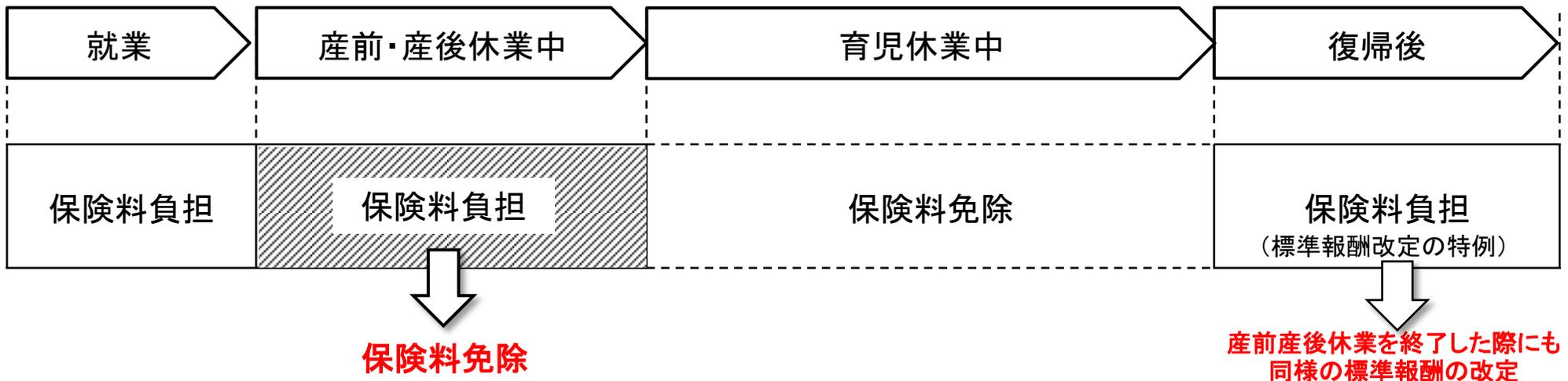
・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【国民年金被保険者に対する保険料免除措置の検討】(衆議院の修正により追加)

・国民年金の第1号被保険者に対する産前6週間・産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置を検討。

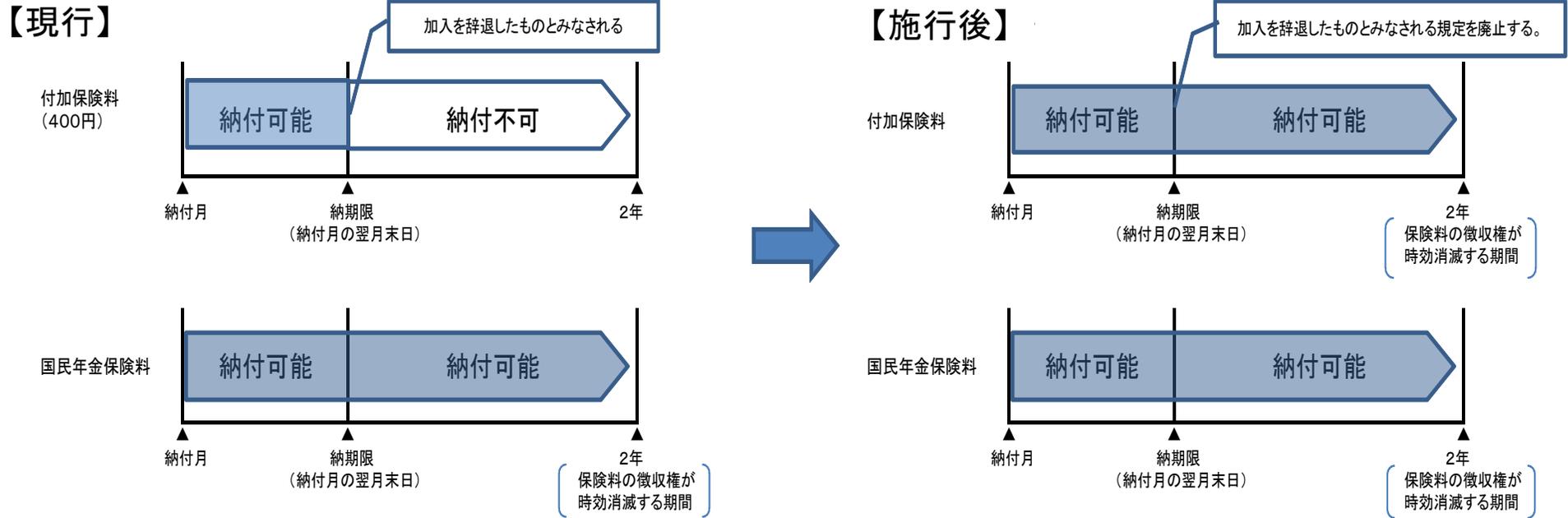
【現行と施行後の保険料負担のイメージ】



付加保険料の納付期間の延長

<改正内容>

- ・国民年金の上乗せの年金であり、任意加入である付加年金の保険料については、通常の国民年金保険料と異なり、納期限（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、その後は納付することができない。しかし、実際の納付は、国民年金保険料と付加保険料を一体的に行われることを踏まえ、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。



○年金制度に関する改善要望<日本年金機構 平成23年3月>

国民年金本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末の納期限以降は納付することができないため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過ケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等、本人・年金事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加保険料を申し出ていることを前提として付加保険料納付期間を本体同様2年とする。

所在不明の年金受給者に係る届出制度の創設

<改正内容>

- ・年金受給権者の所在が明らかでない場合に、受給権者の属する世帯の世帯員に対して、所在不明である旨の届出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

【現行】

- 年金受給権者が所在不明となった場合、現在は同居の世帯員等に届出義務を課しておらず、家族等から所在不明である旨の相談等があった場合に、日本年金機構が受給権者の生存確認を行った上で、年金の支給を一時差し止めている。



【施行後】

- 近年、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず、年金が支給され続けている事例が問題となっており、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して年金の支給を一時差し止めることとする。
- 具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求めた上、その提出がない場合には、年金の支給を一時差し止める。

<届出を行わない者に対する取組>

- 届出を行わない者に対する取組として、後期高齢者医療の利用情報を活用し、一定期間にわたって利用実績のない者を対象に、日本年金機構の職員による訪問調査を行っている。

※後期高齢者医療の対象とならない者については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求める等、過払いを防止する取組を今後検討する。

附則第二条の表に次のように加える。

三	台湾の戸籍に記載されている者(台湾の権限のある機関又は台湾の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む)
一	排他的経済水域のうち、次に掲げる点を順次に直線により結んだ線以西の海域
二	北緯二四度四分の点から北緯二四度四分三十分の点(次号において「A点」という)に至る直線と中間線(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。第十号において同じ。)との交点
三	A点
四	北緯二四度五十分東経二二四度の点
五	北緯二四度五十分東経二二四度四分の点
六	北緯二五度一分東経二二四度四分の点
七	北緯二五度三分東経二二五度三分の点
八	北緯二六度一分東経二二五度三分の点
九	北緯二六度三分東経二二六度の点
十	北緯二七度東経二二六度二分の点(次号において「B点」という)
	B点から北緯二七度東経二二度三分の点に至る直線と中間線との交点

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十六号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

復興庁令

〇復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法のの一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十八条第一項、第二十条第一項、第二十八条、第三十五条第二項第三号並びに第三十六条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「第四十四条第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条本文中「第四十四条第六項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第四十六条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条第三号中「第四十四条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第八条中「第四十四条第二項第三号」を「第五十七条第二項第三号」に改め、同条を第十六条とする。

第七条(見出しを含む)中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第六条中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「別記様式第十二」を「別記様式第十七」に改め、同条を第十四条とする。

第五条各号別記以外の部分中「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に、「別記様式第十一」を「別記様式第十六」に、「第三十八条第二項」を「第五十一条第二項」に改め、同条第二号中「第三十八条第四項」を「第五十一条第四項」に改め、同条第三号中「第三十八条第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同条第四号中「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第四条(見出しを含む)中「第十九条」を「第二十七条」に改め、同条第一項中「別記様式第六」を「別記様式第七」に改め、同条第三項中「準用する。」の下に「この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。」を加え、同条第四項中「別記様式第十」を「別記様式第十一」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の六条を加える。

(法第二十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等)

第七条 確認(法第二十八条に規定する確認をいう)を受けようとする個人事業者又は法人は、平成二十三年三月十一日における当該個人事業者又は法人の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十二による申請書に、当該個人事業者又は法人の次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 第五条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。